

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

|             |                    |  |  |
|-------------|--------------------|--|--|
| 部 課 室 等 名   | 消防局 予防課 危険物係       |  |  |
| 許 認 可 等 名   | 危険物施設の完成検査         |  |  |
| 根 拠 法 令     | 消防法                |  |  |
| 根 拠 条 項     | 第11条第5項            |  |  |
| 連 絡 先       | (電話656-1193)       |  |  |
| 審 査 基 準     | 基 準                | <p>完成検査は、消防法第11条第5項により、「消防法第10条第4項の技術上の基準に適合している」か否かを検査するものである。</p> <p>なお、当該規定の技術上の基準については、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」及び「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」の関係規定並びに別紙関係通知を参考とする。</p>   |  |
|             | 参 考 事 項            | <p>(提出方法)<br/>設置又は変更の許可を受けた者は、危険物製造所等完成検査申請書(危険物の規制に関する規則別記様式第8)又は移送取扱所完成検査申請書(危険物の規制に関する規則別記様式第9)2部を徳島市長(消防局予防課危険物係)あて提出してください。</p> <p>(手数料)<br/>申請に伴い手数料が必要となりますが、危険物施設区分、設置又は変更、指定数量の倍数、容量等によって異なります。詳しくは、消防事務手数料条例をご覧ください。</p> |  |
|             | 設定等年月日             | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)  |  |
| 標 準 処 理 期 間 | 標準処理期間             | 総日数 3日(休日を除く)  |  |
|             | (設定しないものについてはその理由) |  |  |
|             | 設定等年月日             | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)  |  |